

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 105)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による取用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		※整理番号	
		※課税別子法 (フリガナ) □ □ 法人名 納税地 〒 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 〒 事業種目 業		※整理番号	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名	整理番号		
	本店又は主たる事務所の所在地	(局 署)	部 門		
	(フリガナ)	代表者氏名	決 算 期		
	代表者住所	〒	業 種 番 号		
	事業種目	業	整 理 簿		
※ 親署 ⇒ 子署 ※ 子署 ⇒ 調査課		※ 税務署処理欄			
適格分割等による取用等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 (法第64条の2第5項 法第68条の71第6項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記					
適格分割等に係る	適格分割等	適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資、適格事後設立			
分割承継法人等	法人名				
	納税地				
	代表者氏名				
適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日		年 月 日			
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円			
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円			
補償金、対価	特別勘定の金額に係るもの	円			
又は清算金の額	期中特別勘定の金額に係るもの	円			
取得する見込み	種類及び構造				
である代替資産	規 模				
	取得予定日	年 月 日			
(その他参考となるべき事項)					
税理士署名押印		印			
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考

15. 00 改正

(規格 A 4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 99)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による取用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		※整理番号	
		(フリガナ) 法 人 名 納 税 地 〒 電話() - (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 〒 事 業 種 目 業		※整理番号	
適格分割等による取用等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、租税特別措置法第64条の2第5項の規定により下記のとおり届け出ます。 記					
適格分割等に係る	適格分割等	適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立			
	法人名				
	納税地				
分割承継法人等	代表者氏名				
	適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日	年 月 日			
	分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額	円			
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円			
補償金、対価	特別勘定の金額に係るもの	円			
又は清算金の額	期中特別勘定の金額に係るもの	円			
取得する見込み	種類及び構造				
である代替資産	規 模				
	取得予定日	年 月 日			
(その他参考となるべき事項)					
税理士署名押印		印			
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考

14-07

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 105)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による取用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)に取用等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第64条の2第5項・第68条の71第6項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第64条の2第4項第2号又は同項第3号・第68条の71第5項第2号又は同項第3号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第64条の2第4項第2号又は同項第3号・第68条の71第5項第2号又は同項第3号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第64条の2第4項・第68条の71第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第2号又は同項第3号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第64条の2第4項・第68条の71第5項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第3号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(7) 「補償金、対価又は清算金の額」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第64条の2第4項第2号又は第3号・第68条の71第5項第2号又は第3号に規定する補償金、対価又は清算金の額を記載してください。</p> <p>(8) 「取得する見込みである代替資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 99)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による取用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人が適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)に取用等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第64条の2第5項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第64条の2第4項第2号又は同項第3号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第64条の2第4項第2号又は同項第3号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第64条の2第4項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第2号又は同項第3号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第64条の2第4項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第3号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(5) 「補償金、対価又は清算金の額」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第64条の2第4項第2号又は第3号に規定する補償金、対価又は清算金の額を記載してください。</p> <p>(6) 「取得する見込みである代替資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p>